

平成15年度第1回  
宮城県行政評価委員会大規模事業評価部会

日時：平成15年6月26日(木)  
午後1時から午後3時まで

場所：宮城県行政庁舎4階 特別会議室

日 時：平成15年6月26日（金） 午後1時から午後3時まで

場 所：宮城県行政庁舎 4階 特別会議室

出席委員：宮本 和明 委員 浅野 孝雄 委員 小山 かほる 委員

加藤 和子 委員 木下 淑恵 委員 山田 晴義 委員

山本 和恵 委員

司 会 定刻となりましたので、ただいまから平成15年度第1回宮城県行政評価委員会大規模事業評価部会を開催いたします。

開会に当たりまして、三浦企画部長より、ごあいさつを申し上げます。

三 浦 企画部長の三浦でございます。

企 画 部 長 本日は、お忙しいところご出席いただきましたこと感謝申し上げます。誠にありがとうございます。

また、この度の任期満了で委員の改選がございました。宮本部長さん、浅野副部長さんを初め7名の委員の皆様には再任をお願いしたわけでございますが、本当にお忙しいところご快諾をいただきました。この席をかりまして感謝を申し上げます。

また、本日、間もなくお見えになる予定でございますが、小山先生も新しく委員にご就任いただくことになりました。誠にありがとうございます。

既にご承知のことでございますが、宮城県では行政改革の一環といたしまして、平成10年度から大規模事業評価を含む各種の行政評価を順次導入いたしました。そして、昨年4月でございますが、めでたくといいますか、条例に基づく行政評価が全国で初めてスタートいたしまして、それ以来この条例に基づく行政評価を実施しているわけでございます。

この大規模事業評価部会では、昨年度は農業短期大学の再編整備事業ということでこの部会におかけしたところでございます。数多くのご審議をいただきましたほか、委員の先生方からはこの事業に対してさまざまな視点から貴重なご意見をたくさんいただきました。また、あわせまして、この行政評価制度そのものに関しましても示唆に富むご発言、ご提言、ご提案、ご意見をいただきました。誠にありがとうございます。

私ども、行政評価制度がまだしっかり宮城県に根づいたというほどではございません。日々、学習の毎日でございますが、先生方のご意見をしっかりと受け止めまして、これからさらによく制度運営に活かしていきたいと、かように考えておりますので、今後とも、よろしくご意見申し上げます。

本年度ご審議いただきますのは、宮城県第三女子高等学校校舎等改築事業でございます。詳しい事業内容については、担当であります教育委員会の方からまた詳しくご説明申し上げますが、建設費約50億円を超えるという大きな事業でございます。限られた時間ではございますが、どうか忌憚のないご意見を賜りますよう、よろしくご意見申し上げます。私のあいさつとさせていただきます。

司 会 本日は宮本部長を初め行政評価委員会大規模事業評価部会委員として6名の先生方にご出席をいただいております。行政評価委員会条例の規定による定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

なお、林山委員につきましては、本日所用のため欠席されております。

また、小山委員につきましては、少々遅れております。

それでは、本日は今年度初めての部会でございますので、お手元にお配りしております出席者名簿に従いまして、出席されております委員の皆様を紹介させていただきます。

宮本部長でございます。

浅野副部長でございます。

加藤委員でございます。

木下委員でございます。

山田委員でございます。

山本委員でございます。

次に、宮城県の出席者を紹介いたします。

初めに、評価担当部局として出席しております三浦企画部長でございます。

大野企画部次長でございます。

志伯行政評価室長でございます。

次に、事業担当部局として出席しております若生教育次長でございます。

高橋総務課長でございます。

北島高校教育課長でございます。

大内高校改革推進室長でございます。

ここで、マイクの使用方法について説明いたします。

発言の際は、まず右下のマイクスイッチをONにいただきまして、オレンジ色のランプが点灯してからお話いただきたいと思っております。発言が終わりましたら、スイッチをOFFにいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、これより会議に入ります。

議長は宮本部長にお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

宮本部長 お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

本年度の第1回目の大規模事業評価部会でございます。

この大規模事業評価というのは、ご存知のとおり、施設で考えますと、30億円以上の初期投資があるものというもので、その事業は財政負担がかなり大きいということで、いろんな形でしっかり審議しましょうということでございます。

特に県の財政がますます厳しくなっておりますので、その意味でもかなり重要になってきているんじゃないかというふうを考えております。

施設というのは、初期投資だけでなく、その後の維持管理の方も含めて本来はもっと考えていくべきだと思いますが、目安としてはまず初期投資で30億円ということでございます。

こういう事業は、いわば県民だとか、あるいはいろんな形の税負担者から見て、その人たちが一種の株主みたいな形で見て、こういう事業が一種の会社として見て意義のある事業なのかどうなのかという形の厳しい見方というのがもっと求められ

ているんじゃないかというふうに考えております。

今回、我々の大規模事業評価部会というのは、県の方で内部評価を行っていただいているわけですが、その評価自体が十分であるかどうかということの評価するというのが我々の使命でございます。そういう意味でいけば、一種の監査みたいな形になりますので、厳しい視点から我々は議論させていただきたいというふうに考えております。

ただし、こういう評価自体、時間もかかりますと、逆に不要な費用も発生してまいります。時間というのは大きな費用になります。ですので、必要十分な議論だけここでやらせていただいて、その事業評価の内容につきまして我々の方から大村委員長を介しながら知事の方に答申をしていくという形になります。

その中で、昨年度は少しこの評価日程が厳しかったもんですから、我々が答申したことに對しまして、必ずしも十分な形でお答えいただくような時間が去年のスケジュールからは十分なかったということがございます、事実として。本年度はそこにつきまして改善していただいておりますので、我々がここで答申させていただいたことに對して、適切に県の方も対応していただけるんじゃないかというふうに期待しております。

委員の皆様方にはお忙しい中大変申し訳ございませんけれども、ご協力いただければというふうに思っております。

それでは、これより会議に入りたいと思います。

まず、審議資料をご覧くださいと思います。審議資料でございます。上に大きく「写」と書いてあるんですね。

浅野知事から宮城県行政評価委員会の大村慶一委員長に對しまして諮問がなされております。この件に關しましては、行政評価委員会条例第6条第1項の規定及び行政評価委員会運営規程第2条により本部会において調査・審議を行うこととなっておりますので、今回、部会を開催することとなりました。委員の皆様方にはよろしくお願ひしたいと思います。

次に、議事録の署名委員をご指名したいと思います。お二人に願ひしたいと思います。今回は五十音順ということで、小山委員と、それから加藤委員に願ひしたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、お二人方よろしく願ひしたいと思います。

次に、会議の公開についてですが、当会議は公開としております。

傍聴人の方々に願ひがございます。傍聴に際しましては、本会場に表示しております「宮城県行政評価委員会傍聴要領」に従っていただくようお願いいたします。

また、写真撮影、録画等に関しましては事務局職員の指示に従い、会議の妨げにならないようお願いしたいと思います。

それでは、次第に従いまして会議を進めてまいります。

次第の4、説明でございます。

これは「審議の進め方について」ということでございます。あらかじめ委員全員で共通の理解を持ってこの部会の運営の方針というものを確認しておきたいと思ひます。

審議の進め方につきましては、事前に私と事務局の方々と協議を行いまして内容を整理した資料がございます。こういう形で進めてはいかがでしょうかという案でございます。事務局の方からご報告をお願いしたいと思います。

志伯行政  
評価室長

それでは、私の方からご説明をさせていただきます。

参考資料1という資料、2枚綴りでございますが、これに従って説明をさせていただきます。

「審議の進め方」(案)という形になってはいますが、いわゆるスケジュールというふうにご理解いただきたいと思います。

今回、審議事項は第三女子高等学校の改築事業でございます、これ1件でございます。

スケジュールでございますが、今日、6月26日に第1回部会をさせていただきます。そこで、後でご説明いたしますが、各審議事項といえますか、県が評価した部分について説明をさせていただきます。それについて、それぞれ委員の方々からご質問などをいただくというふうになります。

第2回は7月29日を予定させていただいております。ここまでの間に、今日ご審議いただいた件の論点を整理させていただいて、それを基にしながら第2回を進めていただきます。

概ね3回を予定しておりますが、7月29日の審議を経て9月上旬頃には答申案ということでまとめていただくというスケジュールでございます。

恐れ入ります、裏側を見ていただきます。2番の審議方法。今日やっただく審議の方法についてご説明をさせていただきます。

まず、評価の基準ということで、これは条例施行規則に基準がございます。規則第17条では「計画評価は次の各号に該当するかどうかを基準として行うものとする」というふうなことがございまして、8項目挙げております。これらの評価項目といえますか、これを基準にして各部局が評価しておりますので、先生方にもこの基準に基づきながら審議をしていただきたいと思います。

(2)について、それぞれ今お話しいたしましたように、県が自己評価した内容について答申をまとめるために先生方からご意見をいただくわけですが、そのポイントといたしましては、各基準ごとに必要なポイントを押さえているかどうか、内容に不足がないかどうか、それから根拠としたデータ等が適切かどうか、それからそれぞれ評価した部分が整合性がとれているか、というふうなことを基準にしながら見ていただき、中には建て替えという特殊性から重くというか、深く審議するものと、軽くといえますか、当然そうですねというふうなことについては軽くということになるかと思いますが、その点については適宜ご審議をいただきたいと思います。

A3の紙で整理表という形でお示ししておりますが、これは、先ほど申し上げたように、第2回の部会の時までにごういう形でまとめておきますという整理表として示させていただきました。

審議項目というのは9つの項目がございます。後で教育委員会の方から、この項目に従ってそれぞれ自己評価しておりますので、説明をしていただきます。それについて、それぞれ各委員の方々からご意見なり、ご質問なりをいただきます。それに対して教育委員会で説明ということになります。今日説明できるものは説明させていただきます。次回に宿題という形にさせていただくものもあるかと思えます。また、その内容によっては追って資料で説明させていただくというふうなこともあるかと思えます。そういう形で整理いたしますので、第2回目の時には、こ

れに論点という形で整理しておきますので、それで審議をしていただくということでございます。

進め方については以上でございます。

もう一つ、参考資料2という形で「PFI活用方針」ということで1枚紙をお渡ししておりますが、これについてちょっと説明させていただきたいと思えます。

昨年度、いわゆる農業短大の件の時にも話題になりました。PFIについて議論はされたのかどうかというのがよく議論になりました。そんなこともございまして、宮城県ではこの3月までに「宮城県PFI活用方針」というものを策定しております。

まず、これの策定の趣旨でございますが、いわゆるPFI、こういうものができたということで、一番下の段にございますが、県がPFI事業に取り組むに当たっての基本的な考え方とか具体的な手続を示したものであるということでございます。

そこで、2番目の「基本的な考え方」とありますが、いわゆる財政再建ということに取り組んでおりますけれども、PFIを導入するかどうかの評価を組織的に行うということから、「宮城県PFI導入調整会議」というものを設置いたしました。このPFI導入調整会議というのは、副知事をキャップに、総務部長、企画部長、それと担当部長でもって組織いたしまして、一定基準に該当する事業、下の枠の中にありますが、例えば初期建設費用が10億円以上の事業みたいなものはこのPFI導入調整会議、いわゆるPFI導入が適か不適かといいますが、そういうものについて検討する、検証する組織というものを設置いたしまして、この会議を通してPFIを導入するかどうかを決めるという活用方針というものを決めたものでございます。

下の方に「大規模事業評価との関連」というものがございまして、大規模事業評価は、先ほど部会長からもお話しいただきましたように、30億円以上の施設整備事業が大規模事業の評価の対象になります。PFIを導入するかどうかの基準は10億円以上ということになりますので、大規模事業評価にかかるものはPFI導入をするかどうかの調整会議でもって審議されたものが、大規模事業評価にかかってくるということになります。

裏側を見ていただきたいと思います。

フローが細かくなっていますが、左の箱の中で「事業ニーズ」云々とありまして三つ目、PFI導入に関する検討調書というものをまず担当部局で作ります。これを矢印の方に追っていただいて、PFI導入調整会議ということですが、ここにかけます。この三女高に関してもPFI導入会議にかけております。

この会議では三つの選択がございます。一つは、左上にいきますが、「PFIは不適切」、それから「可能性調査実施の決定」、もしくは右の方ですが、下にいって「PFIが適切」というふうな三つの選択肢がございますが、この第三女子高校につきましては、この度のPFI導入調整会議では「PFIは不適切」という結果になっております。

このPFIの調書とかこの結果につきましては、後で担当の方からご説明をさせていただきます。

以上、説明をさせていただきました。

宮本部会長      ありがとうございました。

それでは、まず参考資料1の今回の審議の進め方につきましてご意見、ご質問いただければと思います。いかがでしょうか。

基本的には、この後ご説明いただきます県で既に行われております自己評価といいますが、県の中での事業評価調書というのがございますが、その事業評価調書が内容として十分なものであるかどうかという形のものを我々が評価するというのが我々の使命ということでございます。その手順として、今日ご説明いただいた後に我々の方から、こういう点についてはどう考えているのかとか、そういう疑問点についてまず挙げていただくという形になると思います。それを受けまして、2回目でそれに対するご回答、あるいはそれから派生した付加的な質問項目を挙げて、3回目ぐらいには結論を出したいというふうに考えております。

いかがでしょうか。何でも結構でございますが。

この大きなA3の方の紙では、実は県の方では当初の条例施行規則の中ではポイントとすれば から までということでしたが、こちらの方は一つ増えておりますが、それはいわゆるリスクというものをどういうふうに考えていくのかというのが昨年度のこの部会で出てきておりますので、新たにつけ加えていただいているということだと思います。今回の事業において、もう少し別の視点ということがございましたら、この表につけ加えて議論させていただくという形になると思います。

事務局、それでよろしいでしょうか。(「はい」の声あり)

よろしいでしょうか。もし進めていく中で、またここに戻るようなことがございましたら、そのときはご遠慮なくご意見をいただければと思います。

それからもう一つ、追加でご説明がありました参考資料の2「宮城県PFI活用方針」の概要ということでございますが、これは一般的なことを議論されておりますので、後ほど評価調書の中にも出てまいりますので、その中で、もし関連があればご質問をいただくということでもよろしいでしょうか。よろしいですか。(「はい」の声あり)ありがとうございます。

それでは、進め方につきましては、一応ご承諾いただいたというふうに考えております。

それでは、引き続き次第の5でございます。これは議事でございますね。

先ほど事務局からの報告にありましたように、今回の審議の対象は「宮城県第三女子高等学校校舎等改築事業に係る大規模事業評価」となります。

まず、今回の対象事業について、事業の概要と県が行った評価結果につきまして県の方からご説明をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

若 生 それでは、ご説明させていただきたいと思います。

教育次長 本日は、宮城県第三女子高等学校の校舎等改築事業についてご評価をお願いするものでございます。

県といたしましては、県立高校につきましては、建築後40年経過を目途に建物の改築事業を進めているところでございます。当宮城県第三女子高等学校におきましては、最も古い校舎で昭和30年に建築されておりまして、建築後48年を経過しているというような状況でございます。

平成9年度に建物の耐力度調査を実施いたしました。この結果からも老朽化が進んでいることが確認されておりまして、今回、改築事業を実施することとしたわけでございます。

なお、詳細につきましては、評価調書に基づきまして担当課長から説明させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

高 橋  
総務課長

それでは、宮城県第三女子高等学校の校舎等改築事業についてご説明いたします。評価調書の他、お手元にお配りしております位置図をあわせてごらんください。まず、評価調書1ページの事業の概要等でございます。

教育庁では、建築後40年を目途に各学校の施設実態を踏まえながら、順次計画的に施設整備を進めております。

宮城県第三女子高等学校は、現在、3年生が9クラス、2年生が8クラス、1年生が8クラス、計25クラスで1,002名の生徒が在籍しており、施設につきましては、最も古い校舎で建築後48年を経過しております。老朽化が著しい状況にありますので、今回、改築事業を実施するものであります。

なお、県立学校の改築事業につきましては、宮城県総合計画の第2期、これは平成15年度から17年度になりますが、この実施計画に個別事業として位置づけております。

次に、評価調書の2ページをお開きください。

先に用地関係でございますが、事業計画地は現在の敷地と近接の旧工業技術センター跡地でございます。両方とも県有地で、合わせて5万2,363平方米、法面を除いた有効面積は約3万8,046平方米となっております。現在の敷地に校舎、屋内運動場等、これは体育館、柔剣道場でございます、を建築いたしまして、旧工業技術センター跡地は主に部活動で使用することを予定しております。

次に、建設関係でございますが、学級規模を各学年7クラス、収容定員840名とする予定でありますことから、校舎は延べ床面積1万534平方米、体育館、柔剣道場は合わせて2,310平方米を整備いたしまして、新しい施設につきましては男女共学仕様とすることとしております。

新校舎等完成後に既存校舎を解体する計画でございます。

これらに要する総建設事業費は約50億円、維持管理・運営費は40年間で合わせて約30億円となっております。

次に、計画スケジュールでございますが、平成15年度はPFI事業導入の検討及び今回の大規模事業評価の検討を行いまして、この事業が了承されますと、平成16年度から基本・実施設計に入り、平成19年度までには校舎等の改築工事が終了します。その後、現在の校舎等の解体を行い、平成21年度にグラウンド整備工事を終える予定となっております。従いまして、新校舎は平成20年度からの供用開始を予定しております。

事業の概要等につきましては、以上でございます。

続きまして、評価結果についてご説明させていただきます。

評価調書3ページをお開きください。

今回の事業につきましては、老朽校舎等を改築する事業でございます。お手元にお配りしております位置図に朱書きで校舎の建築年度を記載しております。最も古い校舎で建築後48年が経過しております。老朽化が著しい状況でございますので、適切な教育環境の整備改善のため早期の改築が必要と判断しております。

また、少子化への対応でございますが、県全体といたしましては、少子化等に伴いまして生徒減少が続くものと予測されますが、仙台地区におきましては大幅な生

徒減少は生じないものと見込んでおります。

学級規模につきましては、今後、改築に向けましては定員を各学年1学級分減らす計画でございます、校舎等の供用開始時期には各学年7クラスの計21クラス、収容定員840名とする予定でございます。

次に、4の事業の手法でございますが、PFI事業の導入について検討しております。この検討では、事業範囲をグラウンド整備を含む校舎等改築事業、施設の維持管理業務としておりまして、事業形態はサービス購入型、事業方式はBTO方式を想定して検討してきたところでございます。

この検討の中では、学校運営自体は収益を望める事業ではなく、生徒に対する教育活動自体を特定目的会社が行うことは想定されないため、ライフサイクルコストに占める運営、それから維持管理経費の割合は小さく、民間による人件費合理化などPFI事業導入のメリットが十分に発揮されないことや、学校単体での実施はスケールメリットも生まれえないなどの意見が出されております。

これらの検討を踏まえまして、去る6月9日に開催したPFI導入調整会議では、今回の改築事業については従来方式により整備することと決定されております。

なお、この検討内容等につきましては、PFI検討調書を添付しておりますので、ご確認ください。

続きまして、評価調書4ページをお開きください。

まず、5の事業の実施場所でございますが、平成12年5月に教育庁内に改築移転候補地選定検討委員会を設置いたしまして、改築移転地に関する情報収集及び改築移転地の選定基準の検討を行いながら選定作業を行っております。この委員会では、現在地と同じ仙台南学区の太白区内を基本に、学校関係者等から提供された情報も参考にしながら、現在地を含めた候補地の中から安全性、周辺環境、交通の利便性、用地の確保、障害の五つの視点から現在地を基準に比較評価しております。

この間、候補地を学校関係団体に示しまして、これに対する意見、要望を聞いた上で、平成14年2月、現在地での改築を決定しております。

続きまして、最後になりますが、事業経費の財源でございます。

国庫補助でございますが、全日制の高等学校の校舎改築事業につきましては、平成11年度に単独事業とされまして、以来、国庫補助はございませんけれども、学校体育施設整備補助といたしまして柔剣道場整備に対する補助がございますので、1,600万円を想定しています。

また、起債につきましては、2種類を想定しております。臨時高等学校整備事業債につきましては、改築面積のうち現在の保有面積に相当する整備費用が対象とされ、一方、高等学校整備事業債につきましては、現在の保有面積を超える部分の整備費用について対象とされております。起債額は合わせて初期建設費の約65%を想定しています。

以上、宮城県第三女子高等学校の校舎等改築事業及び評価結果の概要でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

宮本部長 説明の方、ありがとうございました。

それでは、「宮城県第三女子高等学校校舎等改築事業に係る大規模事業評価」について、先ほど事務局から説明していただきました進め方に従いまして審議を行っていきたく思います。

委員の皆様には、評価調書、今ご説明いただきましたけれども、記載されている各評価項目について、例えば県の評価が各基準毎に必要なポイントを押さえているか、内容に不足はないか、記載の根拠としたデータはどうか、情報等が十分であるか、あるいは適切であるか、認識の誤り等がないか、記載の論理的整合性はとれているか、そういうようないろんな視点からご検討いただきたいというふうに考えております。

審議は、予定では14時55分ぐらいを目途に進めていきたいと思っております。積極的なご意見をお願いしたいと思っております。

一つ確認なんです、私ちょっと聞き漏らしたのかもわかりませんが、2番目と3番目のご説明がございましたでしょうか、今。あるいは、6番目、7番目、8番目についてのご説明をちょっと私聞き取れなかったんですが。

確認をお願いします。

高橋 総務課長 それでは、2、3、6、7、8番目について説明させていただきます。

宮本部長 我々のここでの部会の使命は、ここで出された調書が適切であるかどうかということの評価させていただくということでございますので、それに対しましてご説明をいただかなければ、我々としては評価の材料がないというふうに考えられます。よろしくをお願いします。

高橋 総務課長 評価結果の2番目でございますが、県が事業主体であることが適切であるかどうか、これにつきましては、学校教育法第2条に基づきまして、これは県立学校というのは県が設置したものでございますので、県は学校施設の適正な管理運営の責任を負うものということです。

それから、学校の施設につきましては、本県の学校教育の施設として次代を担う人材を育成する場でございます、すべての県民が対象となります。便益も特定の県民に限定されるものではないということでございます。

3番目の事業を行う時期が社会経済情勢から見て適当であるかどうかということでございますが、これにつきましては、県立学校施設整備計画を基にしまして、建築後40年を目途に各学校の施設実態を踏まえまして順次計画的に施設の整備を進めております。現在の第三女子高等学校の校舎は昭和30年7月に建設された建物でございます、建築後48年を経過しているということでございます。そのため、老朽化が著しく、早期な改築が必要だということでございます。

続きまして、4ページの6番の事業が社会経済情勢から見て効果的であるかどうかということでございますが、これにつきましては、次代を担う人材育成の場ということであり、教育施設の改善を行うことによりまして生徒への教育効果がより向上するものだということになっています。

7番の事業の実施に伴う環境への影響が少ないかどうか。これは、現在の敷地内で改築する計画でございます、周辺環境への影響は現況とほぼ変わりはないということの評価しております。

8番の想定される事業リスク及び当該リスクへの対応策につきましては、特になしということでございます。

宮本部長 ありがとうございます。

それでは、委員の方々から。順番を追っていければいいんですが、なかなかそれも難しいと思いますので、この項目のどこからでも結構でございますが、まずはご質問あるいはご意見を挙げていただいた後、最後に整理していきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

山田委員からお願いします。

山田委員 どういう順序かわかりませんが、多分4番に該当するのかもしれませんが、昭和30年に建てられたものということなんですが、全てが経過48年でしたか、それに該当するかどうか。途中で改造・改築をしている部分がないのかどうかという質問が一つです。

二つ目は、これは社会情勢に関わることもかもしれませんが、男女共学化がいずれ進むんだろうと思いますけれども、そのときに受検倍率等の変化予測、そういったものをされているのかどうか。それと同時に、男女共学化に伴って学校の運営方針と申しますか、そういったものに対する変化がないのかどうか。これは、将来建設される学校の空間と申しますか、それに関係があるかと思しますので、そこら辺のご検討をされたかどうかというのが2点目です。

それから、補助金等の額は大したことないのですが、起債も含めて、今、自治体への税源移譲とか補助金の見直しということが行われている中で、当面そういう補助金の変化等、この建設を予定されている期間に予想されないのかどうかというあたりが3点目です。

それから、事業主体のことなんですが、4点目ですけれども、学校の運営主体、これは今、株式会社であるとかNPOであるとかいろいろ考えられるわけですし、またその方がいいという意見もあるのかもしれませんが、そういう県以外の運営主体が担っていくということについての検討がされたのかどうかというあたり、その4点、回答があればいいと思います。

宮本部長 これは、まだ時間が残りそうなので、簡潔にご回答をお聞きしていただいてよろしいでしょうかね、どうでしょうか。

志伯行政評価室長 まず、教育庁さんの方で今回答できるものは回答していただく。それから、次回ということであれば次回というふうなことがよろしいかと思っておりますが、いかがでしょうか。

宮本部長 皆様のご意見を聞いた後にということになれば、またご意見を忘れてしまうことがありますので、なるべく記憶に残っている間ということで、今ご回答が難しい件に関しましては宿題ということで次回ということで結構ですので、既にお考えがまとまっておられる点に関しましてご説明いただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

高橋総務課長 1点目の改築の関係でございますが、今回お手元にお配りしている位置図に朱書きで表示しております。昭和33年から38年に建築したものと、それから昭和4

4年のもの、それから昭和30年のもの、それから昭和36年のものというふうに、増築をしております。

それから、2点目の受験倍率に関しましては高校改革推進室長が回答いたしますので、よろしく申し上げます。

大内高校改革推進室長　それでは、受験倍率の変化ということでございます。現在、第三女子高等学校は1学年8学級でございますけれども、1学級減を行い7学級にしたいと考えております。これは、将来的な生徒数の減少を踏まえて、そういう形にしたいと考えております。それに応じまして、現在の第三女子高校の出願倍率については現在でも15年度の一般入試で1.56倍でございますが、今後もそれほど変わらないのではないかと考えております。

次に、学校の運営方針の変化ということについてお答えいたします。

今回、施設につきましては男女共学仕様を考えておりますので、今回の改築に当たっては、学校の方としても改築後の学校のあり方について検討するために学校内に改築委員会を立ち上げ、改築後にどういう学校づくりをするかということにつきまして検討を重ねております。そういう面におきまして、学校としまして改築後については男女共学という形での運営方針を出しているところでございます。

高橋総務課長　補助制度の関係でございますが、私どもの方で状況はいろいろ聞いておりますが、この補助制度につきましては現状で考えておりますので、ご了解いただきたいと思います。

若生教育次長　最後にご質問がございました学校の運営形態についてでございますが、基本的には、今回は県立学校の改築ということでございますので、あくまでも県が事業主体ということを前提に検討しております。しかし、現在、教育特区の中で、山田委員がおっしゃるとおり、民営方式を認める方針が出ておりまして、当然我々もこの点は検討はさせていただいております。

しかし、現状を見ます中で、いわゆる私立学校の中で新設校の動きが今はないというような状況がございます。また、相当老朽化が迫っている中で、これから新たなNPO並びにそういったところとの教育の内容についての調整も含めながら運営主体を探すということになりますと、相当な時間をかけてしまうのではないのかなというところがございます。現段階では県立の公設公営、当たり前なんですけれども、そういった方式で考えたというところでございます。

宮本部会長　いかがでしょうか。

山田委員　大体了解しましたが、1点目の改築の時点がそれぞれ違うわけですので、やはり耐力度調査であるとか、あるいは建物の評価についても改築時点が違う建物別に評価をしていく必要があるのではないかという感じがしました。

それから、2点目の受験倍率の変化予測は、これは男女共学に伴うということがあると思いますので、単純に現状のトレンドと該当年齢の推計だけではなくて、少し検討していく必要があるのかなという印象は受けました。

3点目、4点目は了解しました。

宮本部長 今のでちょっと私の方から補足させていただきますと、3番目の校舎が大きく分けて五つあるわけなんでしょうか。そのリストを作ってくださいまして、どれぐらいの途中での大規模改修をなさっているのかという形のものもご用意いただくのが本来の筋じゃないかと思えます。当然30年のはものすごく古いというのはわかるんですが、昭和46年のもございますし、その後何らかの大規模改修もなさっているということだと思えますので、それと最終的な耐震診断ということも含めて資料をご用意いただければと思います。

若 生 今お話ありました年度毎の校舎の関係なんですが、少し補足説明をさせていただきたいと思えますが、よろしいでしょうか。

高 橋 山田委員がおっしゃったように、耐力度調査は、平成9年に実施しております。総務課長 9棟、4,359平方メートルにおいて耐力度が5,000点以下、これは1万点が満点ですけれども、5,000点以下という結果が出ておりまして、そのほとんどが日常使用しております教室等でございます。つまりメインの教室部分が耐力度5,000点以下ということなので、そういった意味で、このような計画になっております。

宮本部長 それも資料として調書に入っていないんですね。調書として整えていただきたいというのが我々の趣旨でございます。今お出しいただきました調書は、何と表裏1枚ですね。あとは関連のPFIの調書でございますので、表裏1枚だけで判断というわけにはまいりませんので、これにつきましてはちゃんと書類としてのものご用意いただきたいということでございます。それでは、加藤委員、お願いいたします。

加藤委員 補助金についての見通しについては、山田委員さんと全く同じでしたので省略いたしますが、これ質問なんですけれども、総事業費のところでは80億1,600万円となっておりますよね。総事業費というのは初期の建設費とそれから維持管理費・運営費を含めたものということですよ。

宮本部長 まず、そこを確認お願いします。

加藤委員 そうということであると、これは84億5,700万円とかという、きちんとした数字を掲げた方がいいんじゃないかなというふうに思いましたんですけれども、これはどうなっているんでしょうか。

宮本部長 ここのご説明をお願いします。

高 橋 総事業費等に関しましては、平成15年度の営繕工事予算単価などを参考にして総務課長 積算をしております。

初期建設費及び維持管理費、それから運営費の事業期間に要する合計額は、下の欄に括弧書きで表示してございますが、総事業費はこの合計ではなくて、毎年度の

事業費を割引率で現在価値に換算したものの総計でございます。

加藤委員 割引率というのは、ちょっとわからないんですが。

高橋 総務課長 評価調書に記載しています1.51でございます。

宮本部長 数値じゃなくて、割引率という意味のご説明をしてくださいということと、なぜここで1.51という数字なのかということもあわせてご説明いただきたいと思います。

高橋 総務課長 担当班長から説明させます。

教育庁 担当課 今のご質問でございますが、もともとこの事業評価調書の様式になっておりまして、我々はこれに従って書いていますが、総事業費は、単純に、建設費プラス40年間という延べの管理費を合計するものではなく、例えば建設費につきましても、6年間の事業期間を考えておるんですが、毎年毎年事業費が変動します。管理費につきましては、ある程度一定と考えています。割引率という考え方は、今の100円が来年は、例えば利息が5%であれば来年105円になりますというお話と同じなんですけど、10年後の100万円の事業費は今のお金でいえば幾らに相当するのでしょうかという考え方です。その率を割引率と言い、1.51という数字を用いました。平成16年以降、事業期間、管理期間も含めまして44年間、その分の毎年度、毎年度の事業費をその割引率で割り戻してきまして、その合計をしますと、今ここに示しています80億円という金額になるものでございます。

今、部会長の方からご質問ありました、なぜ1.51なのかという話なんですけど、ここにつきましては、そもそも県の方で前に、13年度ですか、PFIのモデル事業のときの考え方におきまして、割引率をどういうふうに考えましょうかということがあんですけども、今回のものにつきましては、10年ものの国債利回りの過去5年の平均レートを使いましてこの数字を選定しております。

以上でございます。

宮本部長 いかがでしょうか、今のご説明で。

加藤委員 なかなか素人には難しいですけども。そういう仕組みになっているのかなということはわかりました。

それから、もう1点よろしいでしょうか。

PFIについて今回は導入しませんよということが決められたようなので、そのPFIの検討調書というのをちょっと読ませていただいて、私はちょっとわからないことがありましたので、教えていただきたいと思いますが、実はこのPFIの導入をしました小学校というのが二つありますよね。小学校、それから幼稚園の整備事業というのがありますけれども。そうすると、同じような学校について、こちらの方ではPFIを導入できたけど、私どもが今検討しているところについてはPFI

Iの導入は非常に難しいという、その決定的な違いというのはどこにあったのでしょうか。ということをちょっと疑問に思いましたので、教えていただきたいと思えます。

宮本部会長      お願いします。

教 育 庁      今のご質問でございますが、添付資料のPFI検討調書に、1番目の調布市の調  
担 当 課      和小学校というのがございますが、こちらは学校そのものの改築も含まれておりま  
す。その他に学校の温水プールがございまして、それらをPFIにより整備しま  
しょうという計画でございます。この場合ですと、運営の中で収益を上げる仕組みが  
ありまして、いわゆる官側からの使用料というか、サービスの購入費だけの収入で  
はなくて、独自の収益の道が含まれているという件でございます。

2番目は、小学校と幼稚園と書いてございますように、単独の学校一つではなく  
て、複数校を対象として実施しますと初期投資がかなり大きくなります。我々は今  
単独校で50億円という数字をはじいておるんですが、複数校になりますと、当然  
初期投資が大きくなりますので、スケールメリットが生じるので、PFIを導入し  
た方が有利であると、この場合は判断されていると思えます。

宮本部会長      今のでよろしいでしょうか。

加 藤 委 員      もう一つだけお尋ねしたいんですけども、PFIを導入することによって大体  
20%ぐらい経費を削減できるけれども、今度のPFIをやった結果、8%ぐらい  
しか削減できないんだよという話ですが、今のこういう社会情勢が非常に厳しい。  
しかも、県の職員の方のお給料もカットしてでも事業をやらなきゃいけないとい  
うような、前代未聞の非常に厳しい状況の中でありましては、8%の削減もかなり大  
きいんじゃないかというふうに思いましたけれどもね。

宮本部会長      いかがでしょうか。

教 育 庁      仮に50億円という、これはあくまでも試算の数字でございますので、これから  
担 当 課      設計しませんと詳細の金額は生まれませんが、50億円を算定の基準に置いた場合、  
例えば今のご質問のように、8%削減しますということになりますと、実は4億円  
ぐらいがPFIでは減額されるという話になるんですが、一方、PFI事業者は民  
間事業者になりますので、その際は我々と同じように地方債の発行ということでは  
なくて、各市中金融機関から融資を受け、資金調達を行うわけでございます。我々  
の方の考え方は、調書の中にも書いてあるんですが、利息差が試算の中では3.6  
%でございます。仮に50億円の借り入れを起こしますと、単年度で差額が1.  
8億円程出ることになります。通常の我々の事業スキームの中では据え置き期間3  
年で借りていくという考え方がありまして、それで考えると、それだけで5.4億  
円という数字が出てきまして、建設費は4億円下がるんですけども、資金調達  
の中では元金を返す前に従来方式より5.4億円オーバーしてしまいますという考  
え方がございまして、そもそも管理期間を含めなくてもPFI方式を導入したときに

はメリットが生まれないんじゃないでしょうかというのが我々の試算だったわけです。いわゆる安くなるのは4億円なんですけれども、資金調達の中では民間の方が多く利息を払うということが想定されますので、その中ではV F Mが出ないんじゃないでしょうかというのが我々の試算でございます。

宮本部長 よろしいでしょうか。  
それでは、他に、お願いします。

山本委員 事業計画規模の延べ床面積がここに示されているわけですが、初期投資もランニングコストも建築面積にかかってくるということで非常に気になる数字なんです。これがどこから出てきたのかということ。現状と増えているのか減っているのか。面積分がどれくらい増えているのか、あるいは機能的にどういうものを付加しようとしているのかといったような、この背景になる検討事項を教えてくださいということと、それと関連しまして、先ほども出ましたが、設計をするに当たっての教育方針、あるいはどんな校舎にしたらいいかといったような機能の検討といったことがどこでどのように行われているのか、あるいは行おうとしているのかということについてお答えいただければと思います。

高橋 三女高の敷地、それから今計画している校舎等の面積でございますが、校舎につきましましては、現況では6,900平方メートルでございます。改築後には1万5,340平方メートル。それから、屋外の運動場でございますけれども、これは現状が1万1,180平方メートル、それが改築後は2万6,000平方メートル。屋内の運動場につきましましては1,686平方メートルございまして、これが改築後は2,310平方メートルとなります。それから、敷地面積でございますけれども、現状が3万3,317平方メートルでございますけれども、改築後は5万2,363平方メートルとなります。

宮本部長 どうしてそういう基礎的な数値をこの資料にご用意いただけないんでしょうか。

高橋 確定した数字ではございませんが、次回提出させていただきます。

宮本部長 後で申し上げようかと思ったんですが、全体で80億円の事業を2ページの調査というのは、部会で判断しろと言う方が無理かもわかりませんね。事業の重要性だとかなんかというのは当然理解はできますけれども、80億円の事業に対してA4 2ページだけで、基礎的な数値もご用意いただけないということで、それで部会で判断しろというようなことは、先ほど申し上げましたね。これは株主総会を通らないですね。監査も通らないと思います。ですから、今のような基本的な数値は次回までには必ず簡潔な表としてまとめてご用意いただきたいと思います。

山田委員 私も同意見なんです。先ほど山本委員が言われたことと関係あるんですけども、やっぱり男女共学仕様というのは、トイレとか更衣室とか、そんなものだけではなくて、教育内容にも直接関わってくると思うんですね。ですから、そこら辺をきちっと示して、こういう規模になるんだというあたりを提示していただかないと、

男女共学仕様だというだけでは、どういう学校になるかわかりませんし、それから今、部会長言われたように、あるいは山本委員が言われたように、規模を拡大されているわけですね。それが一体どういう根拠でその面積になるのかといったあたり、概算と言われても、やはりなかなか理解できないと思いますので、ぜひ今の資料の提出をお願いしたいと思います。

宮本部長 ありがとうございます。よろしく申し上げます。

今に関連してなんですが、例えば6番の項目ですよ。ここで「次代を担う人材育成の場である」というのは、これは誰もが認める場所だと思いますが、「教育施設の改善を行うことにより教育効果が向上する」ということは、極めて抽象的な書き方であって、どのように教育施設を改善するのか、どのような教育効果の向上を意図されているのか、この2行だけじゃわからないと思うんですね。それと、今、山田委員と山本委員がおっしゃったとおり、施設がかなり拡大してくると。なぜそういうふうな拡大が要るのかと。それは全部一連のことだと思うんですね。だから、そこら辺についてちゃんとした説明をしていただく必要があるんじゃないかなというふうに思います。

繰り返しますけれども、我々がこの調書がどうかという議論をするというのは、そういうように条例で決まっているんですね。この調書の形を、今、不完全なものは改善していただくというのがここでお願いしていくこととなります。その時に、基本的な数値もなしに、こういう抽象的な言葉だけが走っている場合においては、やはり逆の立場からお考えいただければわかると思いますが、どういうふうに判断するのかというのは極めて困難になってまいります。そこを全体についてご理解いただければと思います。

それでは、他にいかがでしょうか。浅野委員、お願いします。

浅野副部長 まず、3の関係になるとは思いますけれども、県の方針としては40年を目途にして改築していくということのようですけれども、県には多数の県立高校があると思うんですね、この中でやはり一番古いというか、最優先順位で選択しなければならないのかどうか、その辺のところをちょっとお伺いしたいと思います。

それから、他校も恐らく古い高校というのはいっぱいあるんだと思いますけれども、そういう他校もこれに続いて次の事業として出てくるのかどうか。その辺の見通しも若干お聞きしたいと思います。

それから、男女共学の問題が出ましたけれども、この事業計画では男女共学ということ的前提にして計画されておるようですけれども、実際この男女共学というのがいつから実施されるというふうに見ておられるのか、その辺の見通し。

それからもう一つ、あまり明確ではないですけれども、6・3・3制についてもいろいろ言われて、そこを改革するような考え方もあるようですけれども、そういう将来との関係で、今建ててしまった場合にどういうふうに対応を。もしそういうふうになった場合に対応できていけるのかどうか、その辺のところをお聞きしたい。

それからもう一つ、5番の関係で、最終的にはこの場所で、かつ運動場として旧工業技術センター跡地を選択した、利用できるようになったということのようですけれども、私はもちろん詳しいことはわかりませんが、以前この場所から別の所に移転するというような考えがあったというか、そういう動きがあったようで

すけれども、その動きと、別の所に移転しようとしたその理由、目的。どういう目的があって他の場所に移転しようとしたのか。それが最終的にここに落ちついた経過、その辺のところを若干お聞きしたいと思います。

宮本部長 お願いします。

高橋 一つ目の他の学校の状況でございますが、まず一番古いのは第三女子高等学校でございます。それから、その次が仙台三高、これが古うございます。他の学校につきましては、例えば石巻高は、改築に入っております。

それから、男女共学の関係に関しましては高校改革推進室長から説明いたします。

大内高校改革推進室長 男女共学の実施時期でございますが、校舎は、平成19年度の完成を目標としております。その後、旧校舎の解体工事等を行い、全体の整備完了が平成22年3月の予定になっておりますので、男女募集につきましては、全体の工事が完了した後、具体的にいえば平成22年4月あたりを考えています。

あと、男女共学についてでございますけれども、念のため申し上げさせていただきます。

これにつきましては、平成13年3月に策定しました県立高校将来構想におきまして男女共学を推進するということが施策決定されております。この関係につきましては、平成10年頃から県におきまして男女共学の必要性につきまして検討を行い、その後、アンケート調査あるいは説明会の開催、そういうものを踏まえ、また有識者会議等も開催いたしまして、男女共学の基本方針を策定したという形になっております。

若生 私の方から、4番目のご質問に回答いたしますが、6・3・3制のいろんな動きが今、国の方でも出ておまして、我が県の方でも取り組めるものとしては中高一貫、あるいは未だ検討段階にありますが、小中一貫、そういった特色ある学校づくりというのを順次進めております。

今回の三女高につきましては、このような中高一貫、小中一貫ではない方式を進めるといような判断をさせていただいております。

高橋 最後の現在地を選定した経緯ということでございます。改築場所の決定、選定した理由でございますが、できるだけ広い土地を確保できるようにという最初の判断で検討を行ってきたわけでございますけれども、仙台市内で一団の広い土地を取得するのは非常に困難だということ、それから学校関係者の要望も踏まえて、現在地での改築を選択したわけでございます。

それで、最初にご説明申し上げました評価基準項目ということで、安全性、環境、それから利便性、用地の確保、障害、こういった項目、先ほどの評価調書にも書いてございますが、そちらを基準といたしまして平成13年11月に改築場所の候補地10カ所を選びまして、その後3カ所に絞り込みました。絞り込んだ中身を学校、それから学校関係団体に示しまして、先ほど説明したとおり、現在地ということになっております。ただ、グラウンドが狭いということで、旧工業技術センター跡地を確保したといような経過になっております。

浅野副部長 すみません、ちょっとよくわからなかったんですけども、結局、男女共学というのは、県内というか、この第三女子高についても、実際はいつ実施されるというふうに見ているのか。その点だけちょっと確認したいんですが。

大内高校改革推進室長 実施時期でございますか。平成22年の4月の予定でございます。

宮本部長 浅野副部長、よろしいですか。(「はい」の声あり)  
よろしく申し上げます、木下さん。

木下委員 既にいろいろ出ましたので、私からは大きく2点です。  
一つは、施設が全体として新しいグラウンドもできるなど拡大するんですが、それが男女共学のためである部分がどの程度あるのかということを知りたかったのと、あと周辺への環境の影響が特にないということなんですけれども、例えば工事中の車両の出入りの関係の検討ですとか、あるいは建て方によっては、回りの地図を見ますと個人所有の土地が多いようなんですけれども、ベランダから家の中が見えてしまうというようなプライバシーの問題ですとか、あと日照の問題、いろいろ周辺の方にとっては気にかかることもあり得るかと思うんですけども、そのあたりの検討はいかがだったのか教えていただければと思います。

宮本部長 お願いいたします。

高橋総務課長 新しいグラウンドにつきましては、男女共学ということではなくて、収容人員を基礎にして考えております。

若生教育次長 若干つけ加えますと、次回に資料を出させていただきたいと思いますが、施設規模の標準というのが国で定められています。簡単に申し上げますと、今、三女高の敷地面積、校庭、運動場についてですが、これらは基準を満たしておりません。そのくらい少ないということでございます。そして、さらに今度、第二グラウンドと考えています旧工業技術センター跡地、そこをグラウンドとして含めましてもまだ足りないというような状況でございます。

なお、男女共学仕様の部分という話なんですけど、トイレと更衣室、部室、そういったところが増えるところになります。

宮本部長 どうもありがとうございます。

高橋総務課長 建築時の環境についてでございますが、現在、校地周辺には確かにマンションはございますが、ただ現在の三女高そのものが切り土の上に建っておりまして、日照については支障はないというふうに思っております。

それから、多少工事期間中はやっぱり騒音の問題はあろうかと思っておりますけれども、その点は考慮しながらやっていきたいと思っております。

宮本部会長 よろしいですか。

木下委員 プライバシーなども特に問題はないだろうということですね、周辺の。

高橋  
総務課長 はい、その点の問題はないというふうに私たちも思っております。

宮本部会長 よろしいですか。  
それでは、小山委員、お願いします。

小山委員 お話を聞かせていただきまして、それで三女高の改築の方だったんですけれども、この改築を行うことによって男女共学になりますので、全く違った高校ができるというようなイメージなんですけれども、この改築に当たりましては、宮城県全体の高校就学人数の推移や40年後の人数、人口推移を見まして、それで考えていかなければいけないと思うんですけれども、全県の高校の定員数全体を見た上でこういった形で、今度7クラスということで840人収容定員ということでお考えになったのでしょうか。その点をお伺いしたいという点と、あと、こちらの地図を見まして、国道を挟んで第三女子高とあと第二グラウンドがありますので、こういった点で安全性の問題はないかどうかという点。

あと、こちらの事業費の経費が適切であるかどうかという点なんですけど、今回、財源内訳ということで起債35億円発行するという事なんですけれども、こちらの利息は、維持管理・運営費の中にこれは含まれているものなんでしょうか。その3点についてお伺いしたいんですけれども。

宮本部会長 お願いします。

若生  
教育次長 1点目の定員の考え方については、これも我々試算したのがございますので、次回までには一応試算表を出させていただきたいと思えます。

基本的な考え方ですが、今、県内五つの学区制をとっておりまして、そのうちの仙台地区が二つに分かれております。その辺の仙台地区周辺の人口の増減、そのようなものを参考に試算してございます。あと、詳しくは担当の室長の方から申し上げさせていただきたいと思えます。

あと、第二グラウンドの交通安全の関係でございますが、現校地内で改築中に、旧工業技術センター跡地の第二グラウンドを授業でも応急的には使うようになると思えます。すべてでき上がりました後には、主に部活動で利用するグラウンドになります。

交通安全の方は、この図面ですと見にくいかもしれませんが、信号が2カ所ありまして、もう少しずっと南の方に下ると歩道橋があるというような状況でございます。所要時間で大体7分から10分ぐらいかかるんでございますけれども、そういったところは注意しながら生徒指導の中で対応させていただければというふうに思っております。

あと、3番目の財源も担当課長の方からご説明させていただきますので、よろしく願います。

高橋 先ほどお話ありました起債についてでございますが、これは建設工事分の資金調達として認められるものであり、維持管理経費には起債での資金調達はありません。それで、利息は総事業費の80億円の中に入っております。

大内高校改革推進室長 定員についてご説明させていただきたいと思います。

第三女子高等学校がございます中部南地区については、仙台市の半分と名取市、岩沼市、亘理町、山元町も入っております。その中学校の卒業者の見通しでございますけれども、現在、私たちの方としては小・中学校の在籍者数を基本としながら試算するのが最も正確ではないかと考えております。

それで、在籍者数をもとに将来予測をいたしますと、平成14年度を基準にいたしますと、平成22年度に中学校を卒業する人数は約9割ぐらいと考えております。このような状況を考慮いたしまして、現在、第三女子高1学年8学級でございますけれども、この学校に対する志願の動向、あるいは交通の利便性とか、あるいは運動場の面積とか、そのようなものを総合的に考慮いたしまして1学年7学級としているところです。

それから、平成23年度以降につきましては、いろいろな人口の推計データがございますけれども、最も新しいものとしまして、平成14年3月に財団法人統計情報研究センターが発表した人口推計がございます。これによりますと、仙台地区の人口でございますが、年少者人口である14歳以下の人口で計算いたしますと、仙台都市圏において、平成17年を100といたしますと、平成42年には大体95.8という値になっております。これらのことから、全体的に推察いたしますと、大体中学校卒業生数は、中部南地区におきまして、現在の9割ぐらいのレベルを維持できるのではないかと考えております。

以上でございます。

宮本部会長 よろしいでしょうか。

その他いかがでしょうか。

資料はかなりの部分はお持ちだと思いますが、今日の資料としてはご提示いただいていないところは次回まとめて2回目の資料として、本文でなくても、付録の資料でも結構なんですけれども、見える形でご提示いただきたいというふうに思います。

それ以外いかがでしょうか。山田委員、お願いします。

山田委員 周囲の環境の評価をされていて、現在と変わらないだろうということなんです、それは確かかもしれませんけれども、現在の道路環境、相当悪いような気がするんですが、これに対してこの改築に際して改善をすとかしていきような、そういうお考えはないのかどうかということと、やはり二つにキャンパスが分かれるわけですので、ただ安全指導ということだけでなく、関連するハード整備というのが出てくるべきではないかとかというあたりの検討を、本来すべきではないかなと思うんですが、それが1点目です。

それからもう一つは、先ほど男女共学は更衣室とかなんとかだけだというお話だったんですが、確かに男女共同参画時代ですから変わらないのかもしれませんが

ども、家庭科教育であるとか職業教育であるとか情報教育であるとか、これは従来の考え方で全くいいのかどうか、そこら辺はちょっとどうかなと思うんですが、そこら辺いかがでしょうか。

宮本部長 いかがでしょうか。

高橋 総務課長 1点目の周辺の環境についてどうかということでございますが、計画では、来年度、地盤の調査もやります。その時点で、環境についてももう少し詳しく検討してみたいというふうには思っております。

北島高校 教育課長 2点目のご質問に関しましては高校教育課の方から答えさせていただきます。三女高のみならず、現在、県立高校全てにおきまして「特色ある学校づくり」「魅力ある学校づくり」ということを進めております。また、今年度から新しい学習指導要領実施に伴いまして、山田委員ご指摘の情報教育を初めてとして環境整備はすべての県立高校で進めてきているところでございます。

当然、三女高においても、将来をにらんで家庭科だけでなく他の職業教育においても、さまざまな魅力ある活動が行えるように整備をしていかなければならないと思っており、このような考えを基にして基本構想を学校の方でも検討しているところでございます。

以上でございます。

若生 教育次長 安全施設の話が少しあるんですけども、理想とすれば、やはり国道286号の下を通るような歩道というのが大変安全には寄与するんだと思うんですけども、これも国との協議とか、あるいは財源もかかるということがございますので、これは少し検討をさせていただければというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

宮本部長 高校生の場合、やっぱりケモノ道をつくっちゃう可能性ありますよね。だから、安全教育なんていったって、やっぱりどこを通るかで道ができていくわけなんですよ。だから、そういう意味でいけば、ただ単に地下道を掘ったらいいいというだけじゃないかもわかりませんので、この点は特にご留意いただきたいと思えますね。それでは、山本委員、お願いします。

山本委員 先ほど質問したことについてお答えいただけていないということも含めてなんですが、上位の計画で個性・創造性等を培う教育の推進、あるいは特色ある学校づくりということに対して、どのようにこの事業でこたえようとしているのかということ。あるいは、先ほどからも指摘されています状況の変化としての共学化、あるいは今後30年、40年を見通して建物、ハードですから、そうそういじれませんので、30年、40年後まで使うということを見通してどのようなことを考えたのかといったようなことについての回答になるようなものが、いずれかの機関で検討されているようであれば、現在までの検討資料をできるだけ出していただきたいということ。それから、検討されていないのであれば、こういった時期にそういったことが出てくるのかといったことについて、次回までで結構ですので、よろ

しくご回答お願いします。

宮本部長 全体の宮城県における高校のあり方を含めて、先ほどの生徒数の予測も含めて、簡潔におまとめいただけますでしょうか。その中での三女高のあり方という形になってくると思います。ですから、この部分だけの生徒数が幾らかというよりは、全県の中でどういうふうを受け持たれるのかということも含めて、全体構想をお持ちだと思しますので、そこら辺を簡潔にご説明いただければと思います。

加藤委員、お願いします。

加藤委員 私も実はキャンパスが非常に離れているところにあるということで、部活なんかの安全性ということについて各委員の方々と全く同じ実は心配をしています。照明の点について、それからあとは交通安全の点について、例えば泉高校のように道路隔ててすぐ前が運動場であっても、渡る時に地下道を通してすぐ行けるという、非常に安全性に配慮している点が見られるわけですが、この場合には、地下道を掘るか、あるいは歩道橋をかけるかというようなことは今後ご検討いただくにしても、安全性には十分配慮したことを考えていただきたいということと、それから三女高の場合には、非常に学校に行くまでの道が急で、しかも狭かったように記憶しているんですよ、道路から入ったときに。生徒さんは自転車で通っている方も多いし、それから先生方は車でお通いになっていらっしゃる方も多いんですが、この道路をもうちょっと平坦にするとか、あるいはちょっとでも拡幅できるとかということは、全く考えられないことなんでしょうか。地図を見ると、私あまり細かいのが見えないんですが、両脇が個人の住宅のように見えますので、この道路の拡幅ということは全く不可能なことなのか。あるいは傾斜をもうちょっと緩やかにするということは不可能なことなのかなというふうにちょっと考えたんですが、その辺はいかがなんでしょうか。

高橋 安全性に配慮すべきだという点でございますが、これにつきましては、国道28  
総務課長 6号線には全部歩道は入っております。歩道橋もございます。ですから、その歩道橋を使えばよろしいと思います、それからあと横断歩道もございます。通常であれば、それを使えばグラウンドまでは歩道を通して行けると私どもは思っております。ただ、難点は、ちょっと遠いということだと思います。

それから、敷地が狭く急だということと、進入路の拡幅の問題でございますけれども、これにつきましては、来年度に基本設計、それから実施設計を行いますので、その辺でいろんな問題を投げかけまして、そこでやれるものはやっていきたいと考えております。

宮本部長 その他いかがでしょうか。

例えば先ほどの全体計画の3ページ目の1番の中で、仙台地区というのがどこを指すかというのは普通の人にはわからないんですよ。これは、教育庁さんの仙台地区というイメージなんでしょうけれども、仙台市というふうに誤解されてしまう可能性がありますね。仙台市だって今社会減ですから。そういうことで、いろんなところを皆さんが同じ土俵で議論できるようなものをご用意いただきたいということが一つあると思いますね。

それからあと、ちょっと質問ですが、1.51%というのは、これから県が当面割り引かれる時の指標として使われるのでしょうか。

教育庁 先ほどもご説明しましたが、10年債の過去5年平均という数字でこの数値になっておりますので、この考え方が是認されるということになれば、当然変動が生じて、率そのものは変わるとは思いますが、そちらについては今後も変動させるよう企画部では考えているとは思いますが、今回につきましてはこれでご理解いただいているというふうに認識しております。

宮本部長 将来の費用部分を小さい割引率で現在価値化するというのは安全側だということではいいと思うんですが、逆に便益の場合はどうかという、この場合と違う議論が出てくるとは思いますね。

その他、ここで大胆に8番で想定されるリスクは「特になし」と書いておられるんですけども、例えば補助金も変わるかわからないし、生徒数も変動するかもわからないですよ、今のご説明では。別にご説明を聞かなくても当たり前のごことですよ。「特になし」というのは、これはやはり事業を考える上でリスクを全く考えないということは、いかにこういう教育事業といえども、保険をかけずに車を運転するのに等しいような形にならないとも言えないと思いますね。ですから、教育事業だから何があってもいいというような判断のようには考えておられないと思いますけれども、あまりにも資料としては未整備だというふうに私としては判断せざるを得ないと思います。ですから、リスクに関しても、事業費の点も含めて、県から出るからいいというわけにはいかない状況なものですから、それも含めて、あるいは教育効果ということも含めて、もう少し洗い直していただくわけにはいかないでしょうか。それをご検討いただきたいと思います。

それ以外いかがでしょうか。山田委員、お願いします。

山田委員 PFIに関してですけども、これはいいのかもしれませんが、ここで挙がっているBTO方式をとらざるを得ないのは、多分PFI法に関わるというが、今の法律と関係していると思うんですね。ですから、規制緩和によってBTO方式ではなくて、民間業者が建設して、その所有権を移転しないで維持していくことも、法律が変われば可能性がなきにしもあらずかなと思うんですが、その辺のPFIなり、それに関連する法律の変化という予測はどうなんでしょうね。私もわかりませんので、もしPFI関係でおわかりになる方があれば調べておいていただくと「なるほど」と思うんですが。

宮本部長 こういう判断をされたのは、これはPFIの審査委員会の方でなされたということと考えるといいのでしょうか、教育庁さんがやられたわけじゃなくて。

若生 教育次長 お答えになるかどうかちょっと別なんでしょうけれども、公設で民営方式というのが一つ選択肢としては確かにございます。今回は、建物を建てるのにどうするのかという視点が主だったものですから、県が事業主体ということには当然なってくるんですけども、将来を見越した場合に、県立学校というのを民営化できるんだろうかというのが一つ大きな話としてはございます。その場合は三女高だけ

やなくて、県立高校全体をどうしていくかという大きな話になっていきますので、そこまでの検討は今回はまだ結論までは至っていないというのが現状でございます。  
なお、PFIの方につきましては、それと絡むんですけども……

志伯行政  
評価室長 PFI方式で担当課がありますので、担当課の方から説明します。

企画部  
担当課 PFI法というよりも、その周辺の法律の整備がまだ遅れているということでございまして、例えば今お話しありましたとおり、株式会社が学校運営できるかという問題とか、補助金の問題で、文科省の補助金が株式会社に出ないなど、学校関係の補助金の、そういう部分が未整備であるということで、あくまでもBOT方式でないと、その辺がうまくいかないということで、他法の整備が進んでいけば、そういうBOT方式とかBOO方式とか、そういうことも将来は考えられるかも知れません。現在のところ、そこまで整備されていないということでございます。

宮本部長 一番大きな理由は固定資産税だけじゃないんですか。あと、補助金と。

企画部  
担当課 規制緩和が進んで、株式会社も学校経営できるようになれば、それは……

宮本部長 いえいえ、そうじゃなくて、BOTだったら固定資産税を払わなければだめでしょう。

企画部  
担当課 ただ、それは税法上の問題との絡みで、使用形態で減免できる可能性もあると思えます。

宮本部長 だから、そこら辺のバリアがあるから今当面難しいので、BOTというふうに判断されたんじゃないかと思えます。

企画部  
担当課 非課税措置の場合、所有者非課税と使用形態非課税というのがございまして、使用形態が非課税形態であれば、それは非課税になるかと思えます。

山田委員 質問は、建設までにそういう周辺の法律等の変化等は考えられないかということで、わかる範囲で、次回でも結構なんですけれども、お知らせいただければと思います。

宮本部長 ここでは、PFIの話自体を単体で議論された場合はなかなか難しいというのは、いろんなところで議論されている話なんですけど、先ほどのお話では、三高だとか他のところも建て替えの後、それこそ維持管理あるいは保守とか、そういう形も入ってまいりますね。特にここは今古い建物があるから緊急にという意図はわからなくはないんですけども、本来ならばそういう全体をバンドリングして一つの事業として受け持ってもらいたいという形のは、英国では既に実施されているわけですね。

日本ではまだ難しいですけれども、ですから、ここでは三女高だけを単独で今緊急に実施しなければならない理由という形がまず一つ明確に改めて書いていただくことが必要なんじゃないでしょうかということですね。

そうでなければ、もう少し待てるならば、今、山田委員がおっしゃったように、他の改築が要るような高校だとか、あるいは場合によったら、他の公立の建物だとかというのと一緒に一つの事業として見てもらえれば事業スケールも出てまいりますし、民間事業者としてもプロジェクトになっていくという話は、可能性としてはかなり大きいと思うんですね。ですから、それと緊急性というところを明確に区別してお書きいただければというふうに思います。

その他いかがでしょうか。

今、例えば起債された場合、これは利率は幾らで起債されるわけですか。

教 育 庁 この試算の中では、平成15年度、一番高いところの0.8%という利率で算定  
担 当 課 してございます。

宮本部長 0.8ですか。それが高くなった場合はどうするんですか。それは固定で起債されるわけですか。起債というのは金利は固定ですか。

教 育 庁 金利につきましては、どちらも固定で置いております。  
担 当 課

宮本部長 それは何年返済ですか。

教 育 庁 この中では40年という形です。  
担 当 課

宮本部長 40年、0.8%固定ですか。変動要素はないわけですね、起債に関しては。

教 育 庁 起債については0.8%で置いておりますし、民間の方の調達利率につきまして  
担 当 課 も平均の4.4%で変動させないで試算はしております。

宮本部長 いかがでしょうか。まず、小山委員からお願いします。

小 山 委 員 資金運用という点から考えますと、個人が資金運用するのに10年で0.8%というの、余り魅力ある商品ではないと思われませんが。

三 浦 今の起債の金利とか民間資金の調達コストとかの話がありましたので、補足でち  
企 画 部 長 ゃっと申し上げたいと思いますが、今回、恐らくですが、これは推測です。試算上は民間資金も40年の固定金利で試算した。地方債についても0.8%の固定金利で40年という形で試算をした。これは比較する意味でというふうに理解しているんですが、実際は地方債は一般的には10年借り換え方式をとっているのが原則でございまして、したがって40年という期間を考えた場合には、一般的には2度借り換え、つまり30年かけて10年目の残債を借り換えると。その際は当然の

ことながら、借り換え時点の金利を負担するというのが原則でありまして、そういう意味からすると、変動金利制というのが今の一般的な縁故資金のあり方でありませう。これが政府資金でありますと、一定期間、ハードですと20年ぐらいでしょうか、固定金利というのもあります。同様に民間資金も40年固定はほぼあり得ないシステムではないかなと思いますので。ただ、現実には耐用年数40年ということをご想定した上で試算上そうしたということだと私は勝手に推測してしまっただけですけれども。補足という意味で申し上げさせていただきます。

宮本部長 40年、0.8%という資金があれば、なかなかいいなと思いますけれども、それもやっぱりリスクなんですよ。というのがうまく入っていないということだと思います。だから、これを単独会計でやらないというのは当然わかっておりますけれども、ここで議論するときはこれを単独会計でやっているような形で、やはりリスクも含めて考えるべきというふうにこの部会では考えたいと思います。

その他いかがでしょうか。

それでは、特にございませんようでしたら、今日はかなり追加的なお願いをいたしましたと思いますので、先ほどの進め方に従いまして次回までに、まずこの調査なるものをこの本文の中で書き直していただいた方がいいものは本文の中に、あとは付録といいますか、説明資料として添付していただくという形が重要かと思っております。当然あまり分厚い報告書の場合読めないということでお考えいただくのもわかりませんが、本文は簡潔に、そのサポート資料をちゃんと後ろにつけていただくという形で、できるだけ目で見ながら確認したいと思っておりますので、数値を言葉で挙げられるだけだとなかなかわかりませんので、そこら辺よろしくお願ひしたいと思います。

次回には、ここの改訂版を出していただくということと、そこでの議論でまた追加的にお願いすることが出てくるかと思っております。それは一番最初の進め方ということでご説明いただいた形の方針で進めていきたいと思っております。

特に委員の方々からご意見ございませんでしょうか。

あるいは担当の方からご質問はございませんでしょうか。今日こちらの方でいろいろ意見を言わせていただきましたけれども、それに対してちょっとわかりにくかったとか、どうしたらいいのかとかというご質問があればお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

若生 今のところございません。あと、事務局の方とも少しまた相談して、提出資料と教育次長 かが少し吟味させていただきたいと思っておりますので、どうもありがとうございました。

宮本部長 加藤委員、お願いします。

加藤委員 建設費の約50億円というのがポンと出てきて、ちょっとわかりにくいなと。もうちょっと詳しく、これについてはこれぐらいかかるんだよ、これについてはこうじゃないかというような内訳の見込みというのを出していただかないと、総枠50億円とポンと出されても私たちちょっと判断に困るところがありますので、できる限りで結構ですから、私たちが見て判断できるような資料として出していただきたいと思っております。

宮本部会長      よろしくお願ひしたいと思ひます。  
                         他に何かございませんでしうか。  
                         いろいろ活発なご意見、ありがとうございまして。  
                         それでは、今日の件でございませうが、事務局の方でこの9つの分類のところを再整理していただかせませうか。後ほどでございませうけれども、ここで課題を明確にしていただいたものを踏まえて、ご担当の方で資料を整備していただかせたいという形の手順をとらせていただかせたいと思ひます。

志伯行政      その場合、先生方の意見という部分をうちの方でこれから取りまとめませうが、その時に確認の方はいかがいたさせませうか。それぞれ発言された先生に確認する必要あるかどうか。うちの方で一応マイクで拾ってございませうので、それでもってできるだけ隈なく拾ひ上げませうが。

宮本部会長      いかがいたさせませうか。事務局にこの点はお任せしてもいいかと思ひんでは、もしそこで何らかの形で趣旨が伝わらなくて抜けていませうようなことがございませうたら、次回のこの会議で発言していただかせませうので。

志伯行政      はい、わかりました。  
評価室長

宮本部会長      それでは、そういう論点表を今のような形でまとめて、次回審議していききたいというふうにお思ひます。  
                         あと、その論点表に關しましては、次回の部会が7月29日。その1週間ぐらゐ前までには委員の方々にお送りいただかせ、その段階でもご確認いただかせればというふうにお思ひます。その段階で思い出していただかせながら、この委員会に来ていただかせれば効率的になるかと思ひます。  
                         それでは、以上で議事を終了させせていただかせ、よろしいでしうか。事務局の方はよろしいでしうか。  
                         それでは、あと事務局の方でお願いいたさせます。

司      会      それでは、紹介がおくれませうけれども、今年度から新たに委員をお願いしてございませう小山委員でございませう。よろしくお願ひませう。  
                         それでは、以上をもちまして宮城県行政評価委員会大規模事業評価部会を終了させせていただかせませう。  
                         本日は誠にありがとうございませう。